

第1回

葉山町公共下水道審議会

**令和6年10月18日
環境部下水道課**

目次

- 1 審議事項の概略説明
- 2 葉山町下水道事業の現状・課題
- 3 他自治体との比較
- 4 今後のスケジュール

1 審議事項の概略説明

審議事項の概略説明

本町では、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営計画として、令和2年度に「葉山町下水道事業経営戦略」を策定し、施設・財務・組織などの経営基盤の強化を進めてきました。しかし、本町の下水道事業を取り巻く環境は大きく変化しており、以下に示す2つの課題が表面化している状況です。

① 下水道使用料改定の検討

公営企業である下水道事業は、事業に伴う収入によって経費を賄い自立性をもって事業を継続していく「独立採算制」で経営することが原則ですが、本町の下水道事業は、汚水処理に必要な費用を下水道使用料で賄っていないほか、事業運営に必要な財源を一般会計からの繰入金に大きく依存している状況です。

汚水処理に必要な費用を使用料収入で賄い、一般会計からの繰入金への依存度を減らすために、財源の確保に向けた使用料改定の検討が急務となっています。

② 減免制度のあり方

本町では下水道使用料の一部又は全部が減免される制度を運用していますが、減免された分の使用料収入に対して、一般会計等からの補填は無く、下水道事業会計の自己財源で賄っている状況です。

減免制度はこれまで社会福祉的な配慮の中で実施されてきましたが、他福祉政策との関連や財源など、今後の減免制度のあり方について整理・見直しが必要です。

本審議会は、独立採算制の原則に向けた適切な下水道使用料への改定と、下水道使用料減免制度の今後のあり方に関する審議をお願いするものです。

審議事項の概略説明（下水道使用料の改定）

令和2年7月22日付けで国土交通省より以下の事務連絡が発出され、収支構造適正化に向けた取組を踏まえ、着実に収支構造の見直しの検討を進める要請がありました。

収支構造の適正化に積極的に取り組む地方公共団体を重点的に支援するため、公営企業会計を適用した地方公共団体において、以下のいずれかに該当する場合は、当該団体が行う汚水処理に関する事業について、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないこととします。

- ・ **ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。**
- ・ **令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。**

出典：事務連絡「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」より抜粋（国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 企画専門官 令和2年7月22日）

本町の下水道事業は、平成11年3月に供用開始したことから、経営戦略の計画期間内である令和11年3月で供用開始30年が経過し、さらに現在の使用料単価（134～135円/m³）、経費回収率（約74～86%）を考慮すると、現状の料金体系を維持した場合、資本費の重要な財源である社会資本整備総合交付金（国補助金）の重点配分の対象外となる可能性があります。

経営基盤の強化にむけた財源確保と収支構造の適正化の観点から、下水道使用料改定の検討が急務となっています。

現行の下水道使用料体系

本町の現行下水道使用料体系は、以下の表に示すとおり、2ヶ月あたり排水量16m³までの基本料金と17m³以上の排水量に対する従量使用料からなる二部使用料制を採用しており、従量使用料は、使用水量が多いほど高い単価設定となる累進使用料制を併用しています。なお、現行使用料は、下水道事業を開始した平成10年度以降、見直しを行っていません。

下水道使用料は、下水管の清掃や修繕や処理場・ポンプ場の電力費や薬品費、下水道職員の人件費など、汚水処理に係る経費に充当されています。

現行下水道使用料料金表（1ヵ月あたり、税込）

基本料金		超過料金（1m ³ あたり）	
排水量	料金	排水量	料金
0m ³ ～8m ³	704円	9m ³ ～15m ³	110円
		16m ³ ～20m ³	154円
		21m ³ ～30m ³	187円
		31m ³ ～50m ³	231円
		51m ³ ～100m ³	275円
		101m ³ ～200m ³	319円
		201m ³ ～300m ³	363円
		301m ³ ～500m ³	374円
		501m ³ ～1,000m ³	385円
		1,001m ³ ～	396円

処理場流入水量及び有収水量の推移

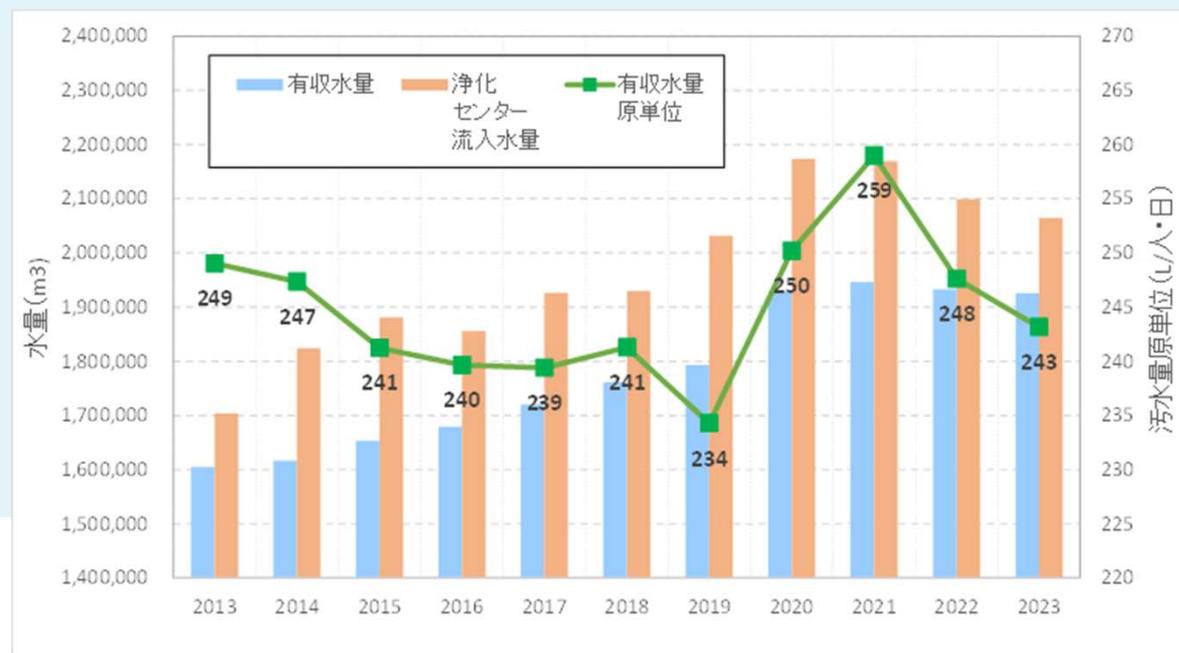
近年の有収水量（処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量）は、令和2年に急増した後、令和3年以降は横ばい～微減傾向にあります。令和2年度の水量急増は新型コロナウイルス感染症の拡大による在宅率の上昇などが要因として考えられますが、令和3年以降は徐々に令和元年以前の傾向に近づいており、感染症拡大以前の傾向に戻りつつあるものと言えます。

有収水量原単位では令和3年度に259L/人・日と近年の最高値となったあと、令和4年～令和5年にかけて減少を続け、新型コロナウイルス感染症以前（令和元年以前）の水準に近付いている。

過去10年間の年間有収水量、年間処理場流入水量実績値

年度	項目	日数	水洗化人口	有収水量	有収水量原単位	浄化センター流入水量	有収率
			人	m ³ /年	L/人・日	m ³ /年	%
平成25年	2013	365	17,655	1,604,834	249	1,703,736	94.2
26年	2014	365	17,909	1,616,840	247	1,824,338	88.6
27年	2015	366	18,728	1,653,582	241	1,880,783	87.9
28年	2016	365	19,198	1,679,295	240	1,855,848	90.5
29年	2017	365	19,689	1,720,399	239	1,925,976	89.3
30年	2018	365	19,997	1,761,179	241	1,929,999	91.3
令和元年	2019	366	20,908	1,792,821	234	2,031,678	88.2
2年	2020	365	21,131	1,929,725	250	2,173,934	88.8
3年	2021	365	20,595	1,946,854	259	2,168,952	89.8
4年	2022	365	21,388	1,933,031	248	2,099,046	92.1
5年	2023	366	21,638	1,925,680	243	2,064,800	93.3
近10年平均				-	244	-	90.0
近5年平均				-	247	-	90.4

有収水量・流入水量・有収水量原単位の推移



現行の有収水量・下水道使用料収入及び単価の推移

下水道使用料単価は、公営企業会計移行前（平成30年より前）は136～139円（平成29年は企業会計移行に伴う打ち切り決算の影響のため除外）であったが、公営企業会計移行後は133円～134円後半となっています。

有収水量・使用料収入・使用料単価の推移

年度	項目	有収水量	使用料収入	使用料単価
		m ³ /年	千円	円/m ³
平成25年	2013	1,604,834	221,275	137.9
26年	2014	1,616,840	220,317	136.3
27年	2015	1,653,582	226,409	136.9
28年	2016	1,679,295	228,558	136.1
29年	2017	1,720,399	195,276	113.5
30年	2018	1,761,179	237,508	134.9
令和元年	2019	1,792,821	239,087	133.4
2年	2020	1,929,725	258,753	134.1
3年	2021	1,946,854	261,234	134.2
4年	2022	1,933,031	260,317	134.7
5年	2023	1,925,680	258,527	134.3
近10年平均		-	-	132.8
近5年平均		-	-	134.1



現行の下水道使用料減免制度

〈減免の対象（下水道条例施行規則第25条より引用）〉

1. **生活保護法の規定による扶助を受けている世帯。全額を免除**
2. **次に掲げる者が世帯にいるとき。基本料金に相当する額を免除**
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級、2級又は3級に該当する者
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において障害の程度が最重度（A1）、重度（A2）又は中度（B1）と判断された者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級1級又は2級に該当する者
3. **社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉事業の用に供する施設（国又は地方公共団体が経営するもの及びこれらの者から経営を委託されたものを除く。）及びこれに準ずるものと町長が認めた施設を経営するとき。基本料金に相当する額を免除**
4. **災害その他特別の事由があると町長が認めたとき。一部又は全部を免除**

現行の下水道使用料減免額の推移

現在、減免された分の使用料収入に対して、一般会計等からの補填は無く、下水道事業会計の自己財源で賄っている状況です。

下水道使用料減免額の推移

年度	項目	減免額
		(千円、税込)
令和2年	2020	2,897
3年	2021	2,916
4年	2022	2,951
5年	2023	3,098



【参考1】公営企業とは

本町の下水道事業は、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図ることを目的に、平成30年度より地方公営企業法の財務規定等を適用し、地方公営企業となりました。公営企業である公共下水道事業は、以下の原則に基づき経営されています。

<下水道事業の経営原則>

●独立採算の原則

公営企業となった公共下水道事業は、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用されます。（地方財政法第六条、太字+下線部）

●「雨水公費・汚水私費」の原則

汚水の排除に要する経費については、汚水を排出する人が特定されていることや、下水道利用者は生活環境の改善等の利益を受けることから、一部の経費を除き私費（下水道使用料）により負担することが原則です。（受益者負担の原則）一方で、雨水は自然現象に起因、排除による受益が広く及ぶことから、公費により負担されます。

（地方財政法第六条、太字部）

<地方財政法第六条>

（公営企業の経営）

公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、**その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。**但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

【参考2】 公営企業会計の仕組み

公営企業の会計は、経営活動に伴って生じる収益（収入）と費用（支出）を表す「収益的収支」と、施設の新設や改築など、建設改良のための費用や企業債償還金などの支出とその財源となる収入を表す「資本的収支」の2種類から構成されています。

●収益的収入及び支出

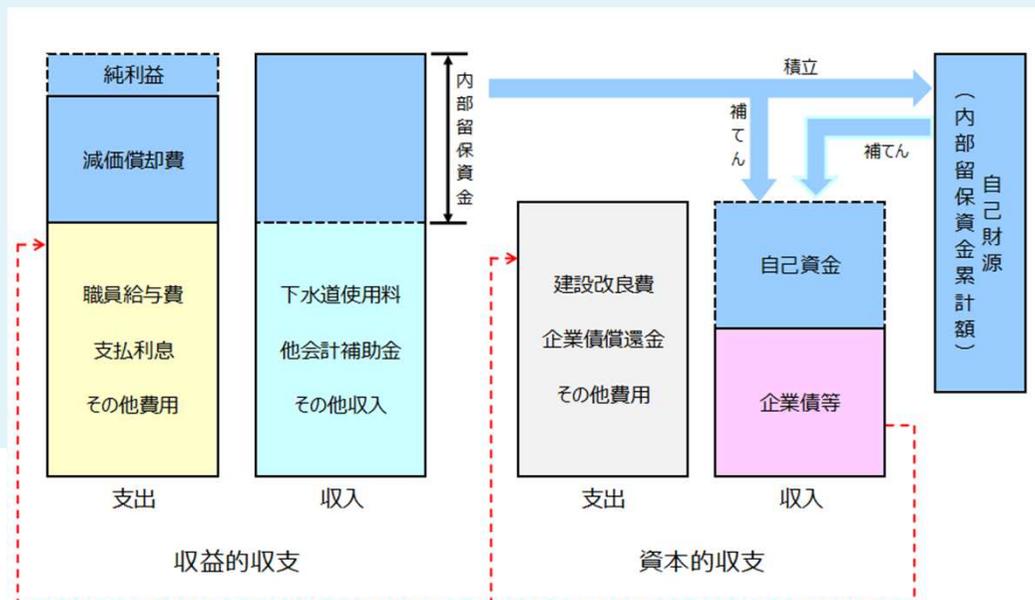
下水道サービスの対価としての使用料収入などと、サービスの提供に要する支出から成り立っており、年度内の企業活動により予定される収益とそれに対応する費用が計上されたものです。

●資本的収入及び支出

町民への下水道サービスの提供を維持するために要する施設の整備、拡充などの建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還などに関する収入及び支出から成り立っています。

<収益的収支と資本的収支の関係>

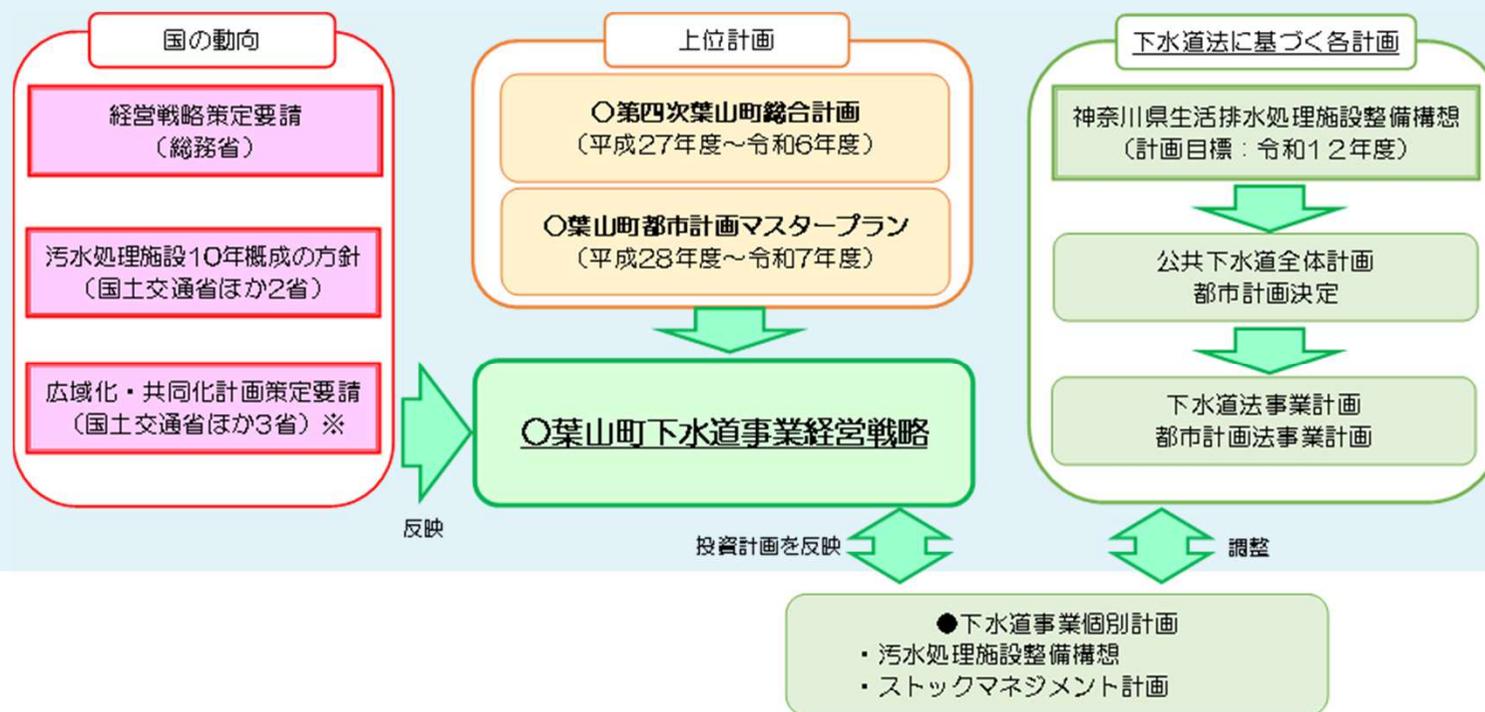
収益的支出のうち、減価償却費などの現金支出を伴わない費用（損益勘定留保資金）と純利益による内部留保資金により、資本的収支の不足額を補てんすることで、事業経営を行っています。



【参考3】 経営戦略の位置づけ

下水道事業経営戦略は、「第四次葉山町総合計画」、「葉山町都市計画マスタープラン」との整合を図るとともに、国から要請されている「経営戦略」、「汚水処理施設10年概成の方針」、「広域化・共同化計画」などの内容を踏まえて策定するものです。一方で、下水道法に基づき策定される計画は下水道全体計画・事業計画があり、その計画に基づいた個別計画により事業が実施されています。本計画は、これらと相互に関連し、計画期間内に実施すべき施策・取組、達成すべき目標に対する投資・財源計画を定めるものです。

下水道事業経営戦略の位置付けを「国の動向」、「葉山町各種計画」、「下水道法に基づく計画」との関連性から整理すると、以下のとおりです。



【参考4】現在の経営戦略の概要

令和2年度に策定した経営戦略において、使用料改定の実施時期・改定率は、国土交通省より発出された事務連絡(P.7)及び使用料改定検討スケジュールを考慮して、以下のとおり設定しました。

項目	内容
料金改定率	<ul style="list-style-type: none">● 経営基盤の強化の観点から、料金改定の最終目標として、経費回収率100%となる料金設定を目指す。急激な使用料増額に伴う町民負担増にならないように、段階的な料金改定を行います。<ul style="list-style-type: none">➢ 第1段階：経費回収率95%を目指して改定率を設定 ⇒約150円/m³ 改定率12.8%➢ 第2段階：経費回収率100%を目指して改定率を設定 ⇒約165円/m³ 改定率10.0%
料金改定時期	<ul style="list-style-type: none">● 第1段階：令和8年度より新料金体系を実施● 第2段階：令和14年度より新料金体系を実施

※経営戦略策定時点の試算（平成31年度決算）に基づくものであり、詳細な使用料体系、料金設定については、使用料改定詳細検討の際に、検討実施時点の経営状況を踏まえて算定することとなります。

➡ 「葉山町下水道事業経営戦略」は、本審議会の諮問結果等を踏まえ、令和7年度中に改訂・公表する予定です。

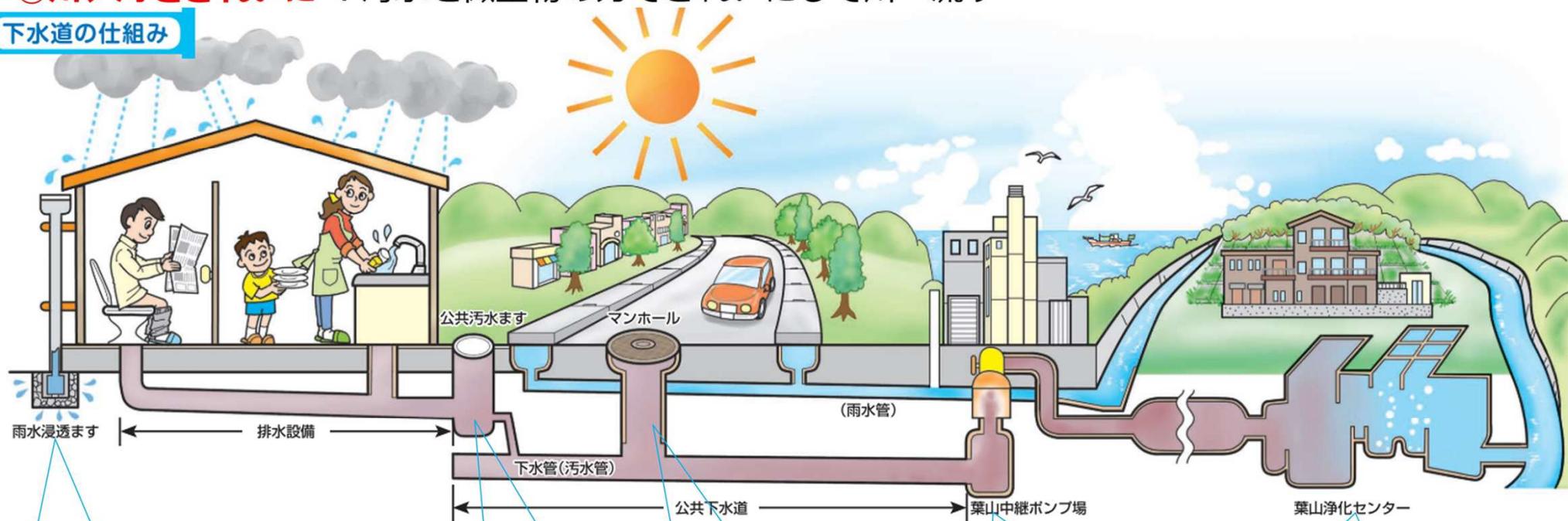
2 葉山町下水道事業の現状・課題

下水道の役割①

町の下水道は大きく分けて二つの役割を果たしている。

- ① **町をきれいに** : 市街地に汚水が滞留しないよう、汚水を下水道に流す
- ② **川、海をきれいに** : 汚水を微生物の力できれいにして川へ流す

下水道の仕組み



雨水浸透ます :
降った雨を地中に浸透させ、
道が水であふれることを防ぐ

公共汚水ます :
家庭から下水管(汚水管)ま
で汚水が正常に流れるよう
に点検する際に用いられる

マンホール :
下水管の接続、清掃、維持
管理や修繕に用いられる

中継ポンプ場 :
汚水を集めてポンプによっ
て浄化センターへ輸送する

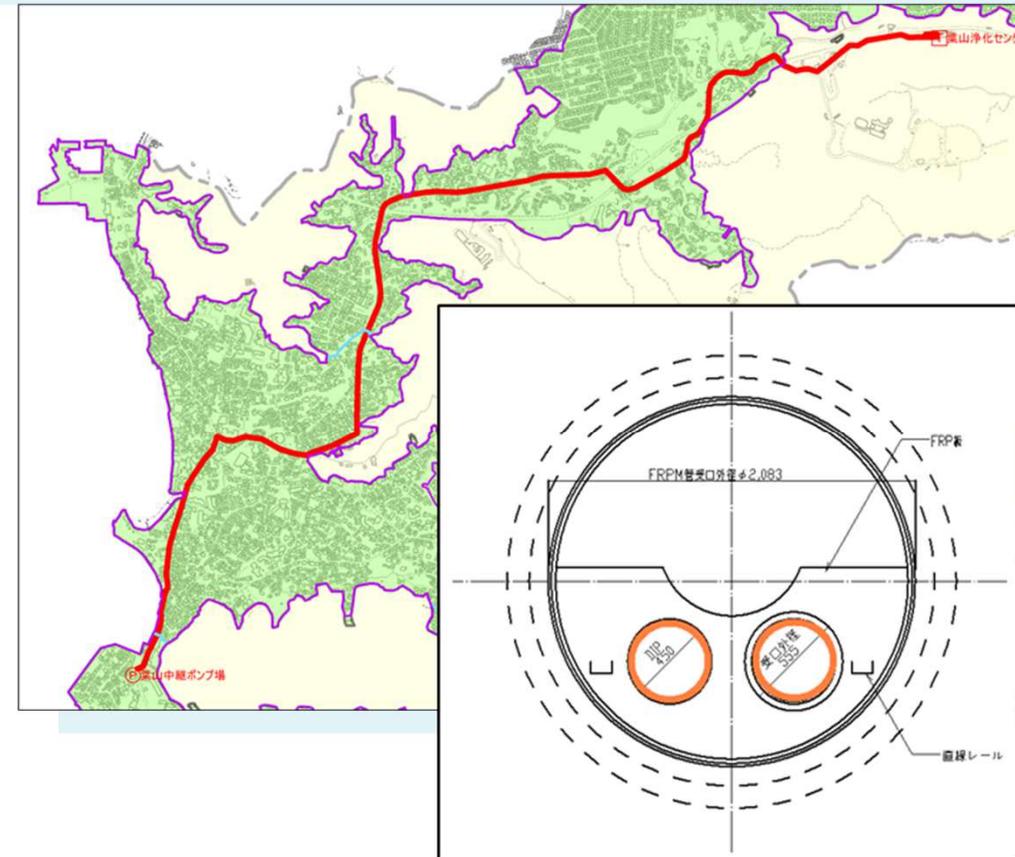
浄化センター :
汚水を微生物の働きによっ
て浄化し、河川へ放流する

下水道の役割②



葉山町下水道事業の特徴

町の公共下水道の特徴は、山間部に全国でも珍しいトンネル方式の処理場を建設したことで、汚水をいったん自然流下で沿岸部にある葉山中継ポンプ場に集め、約4.7km離れた葉山浄化センターへ送水しています。浄化センターの大部分を地下に収容することで、景観への影響を最小限に抑えています。



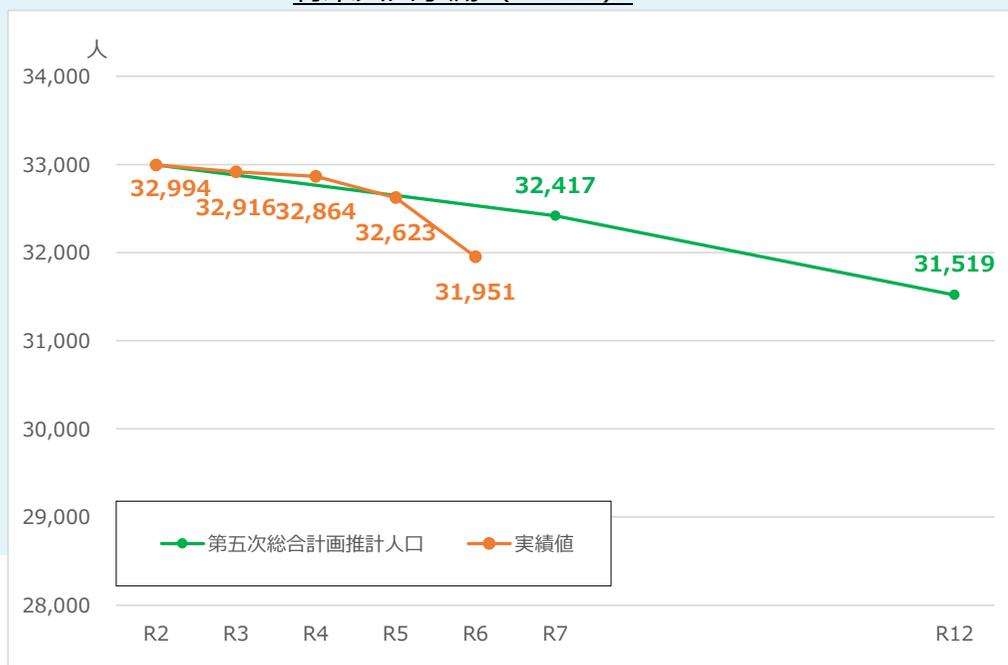
大部分の処理施設を地下に収容することで

【1】葉山町の人口

本町の人口は、平成24（2012）年11月にピークとなる33,890人となりましたが、その後は微減傾向が続いています。葉山町の人口増減の特徴としては、子育て世帯の転入が多く、転入数が転出数を上回る社会増が概ね続いているものの、死亡数が出生数を上回る自然減が続き、社会増より自然減が多いことから、全体では減少傾向が続いています。

令和6年9月には31,951人となり、3.2万人を下回る結果となっています。

将来人口予測（～R12）



将来人口予測（～R32）



【2】 下水道整備の状況

本町では、森戸川をはじめとする河川、水路、側溝などの水質汚濁を防止すると共に住環境の整備や町民の公衆衛生の向上を目的として、平成4年度に下水道事業に着手し、平成10年度末より下水道の供用を開始しています。

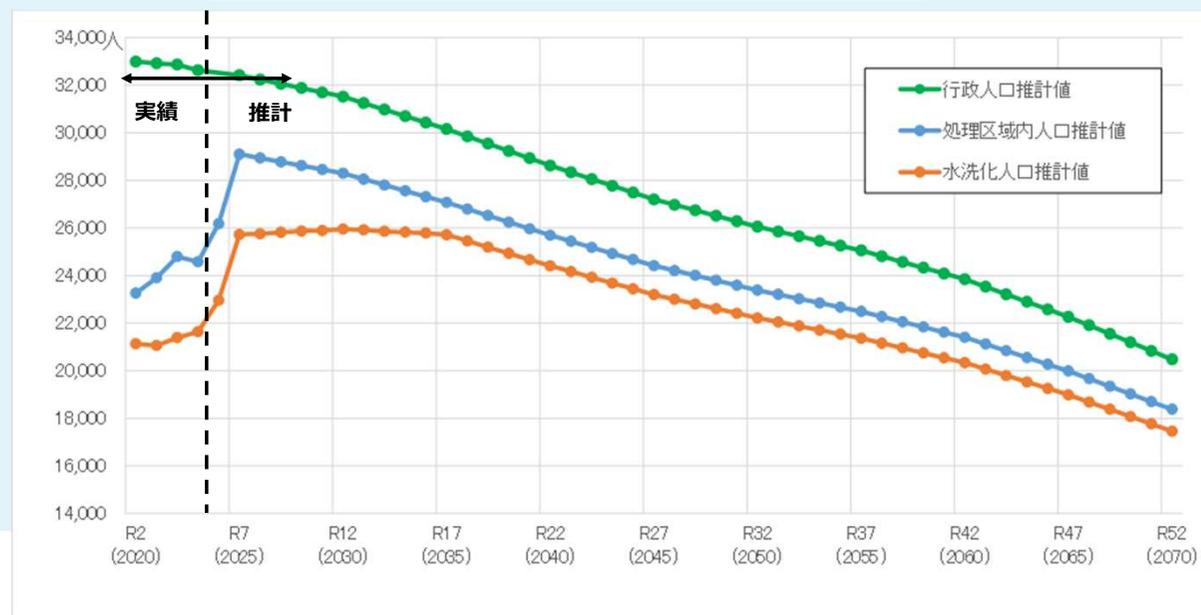
令和5年度末の普及率は76.5%、整備率は84.6%、水洗化率は88.0%となっており、残りの区域の整備や下水道接続の促進に向けた取組を実施中です。

下水道事業の概況（令和5年度末時点）

項目	概要
事業着手	平成4年4月
供用開始	平成11年3月
地方公営企業法の適用	一部適用（平成30年度より）
行政人口	32,144人
処理区域内人口	24,575人
下水道普及率	76.5%
全体計画面積	513.00ha
整備面積	433.90ha
整備率	84.6%
水洗化人口	21,638人
水洗化率	88.0%

- ※処理区域内人口とは、下水道整備済区域の人口
- ※水洗化人口とは、現在下水道を利用している人口
- ※下水道普及率 = 処理区域人口 ÷ 行政人口
- ※整備率 = 整備面積 ÷ 全体計画面積
- ※水洗化率 = 水洗化人口 ÷ 処理区域内人口

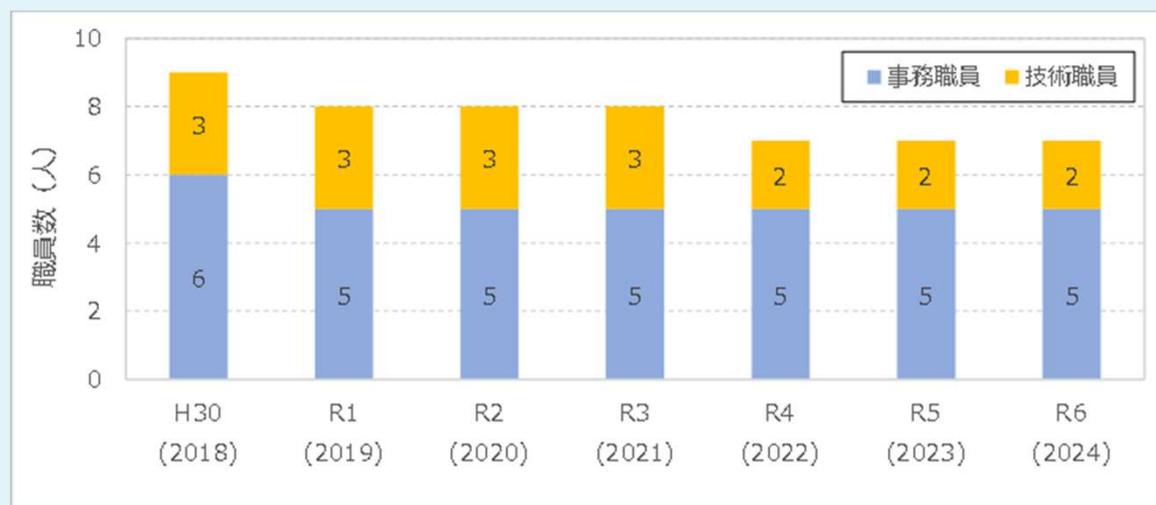
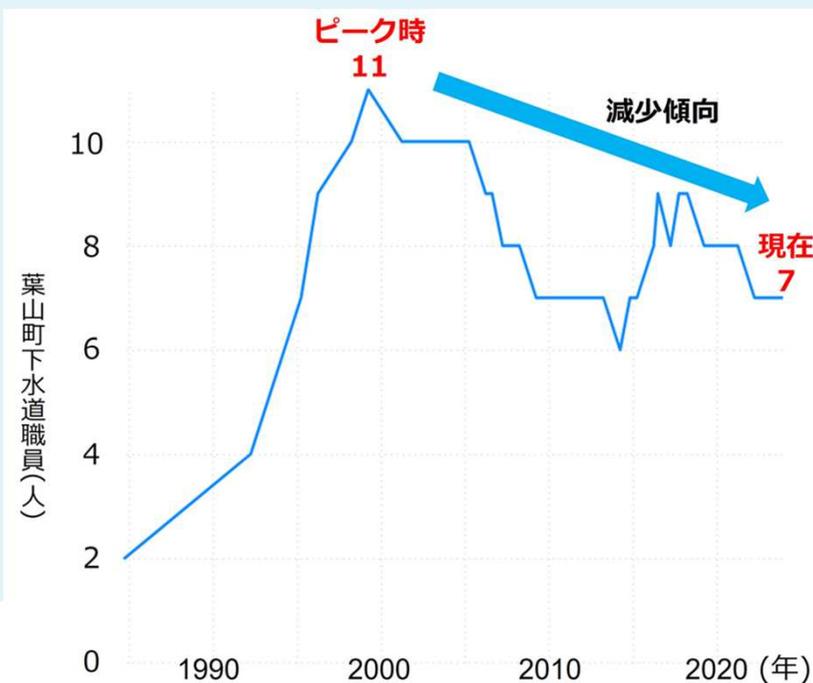
将来行政人口・処理区域内人口・水洗化人口の推移



【3】 葉山町下水道課の職員数 <ヒト>

本町の下水道職員は平成11（1999）年の11人をピークに年々減少傾向にあり、令和6年4月1日の職員数は7名となっています。安定した公共下水道事業を継続するためには、今後の修繕改築等に向けて業務執行体制の強化が必須ですが、本町全体の状況を踏まえると、職員の増員は難しい状況です。

職員数の推移

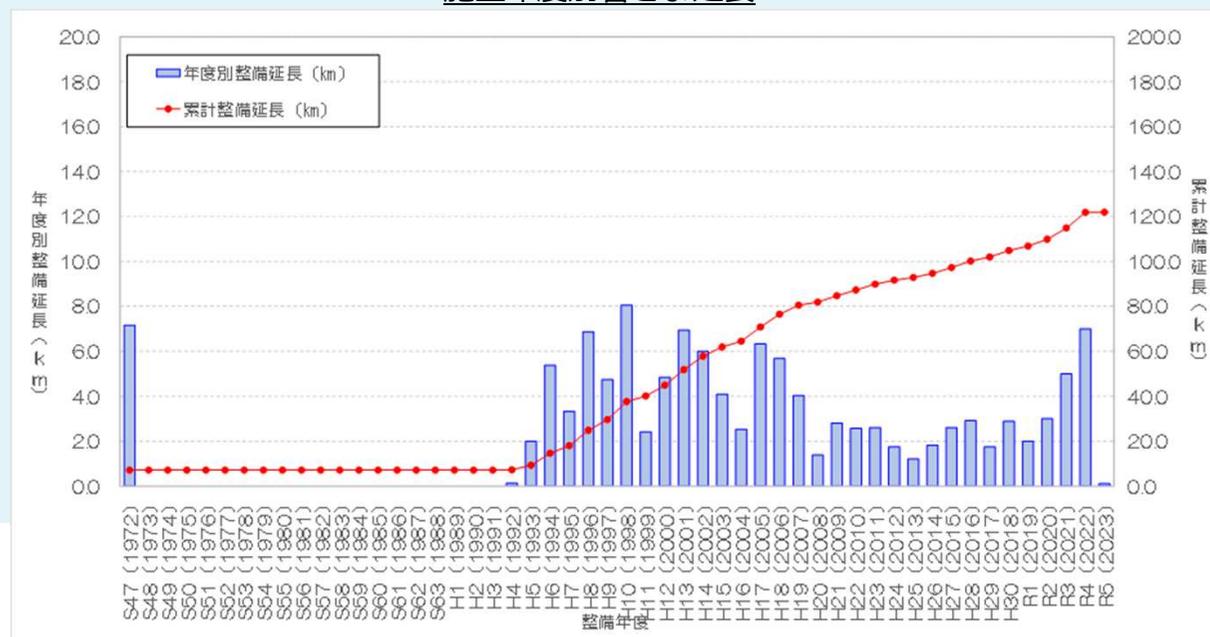


【4】 下水道施設の状況（管きよ） <モノ>

管きよの標準耐用年数は、50年。下水道事業の供用開始時（1999年）に整備された管きよは、耐用年数を迎えておらず、葉山町の管きよは比較的新しいといえます。しかし、一部下水道事業の供用開始前に整備された管きよがあり、これらは整備から50年以上経過している状況です。

管きよの整備は平成6～平成10年度にピークを迎え、令和5年度末現在、約118kmの管きよが整備済みです。今後、経年劣化による管きよの破損、そのことに起因する道路陥没などの老朽化の問題が顕在化する前に、適切な維持管理及び計画的な修繕や改築・更新を行う必要があります。

施工年度別管きよ延長



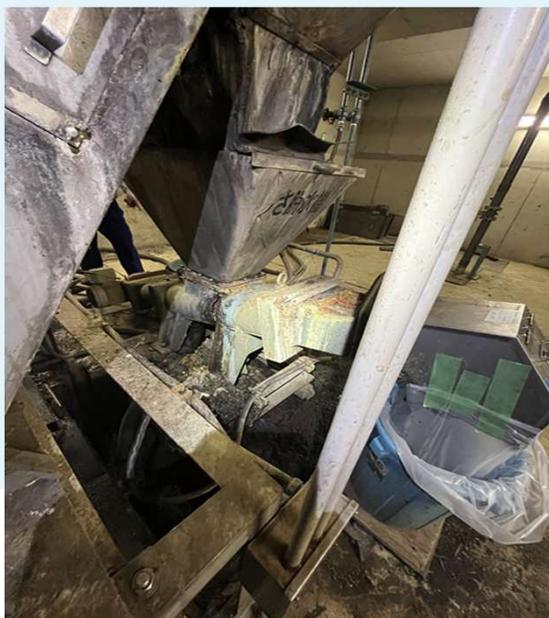
※昭和47年度の「整備延長」は、平成11年度にイトーピア団地管路施設を接続したものです。

【4】 下水道施設の状況（処理場・ポンプ場） <モノ>

下水処理場については葉山浄化センターがあり、汚水を処理して大南郷川へ放流しています。また、ポンプ場については、本町の大部分の地域の汚水を収集して葉山浄化センターへ送る葉山中継ポンプ場があります。

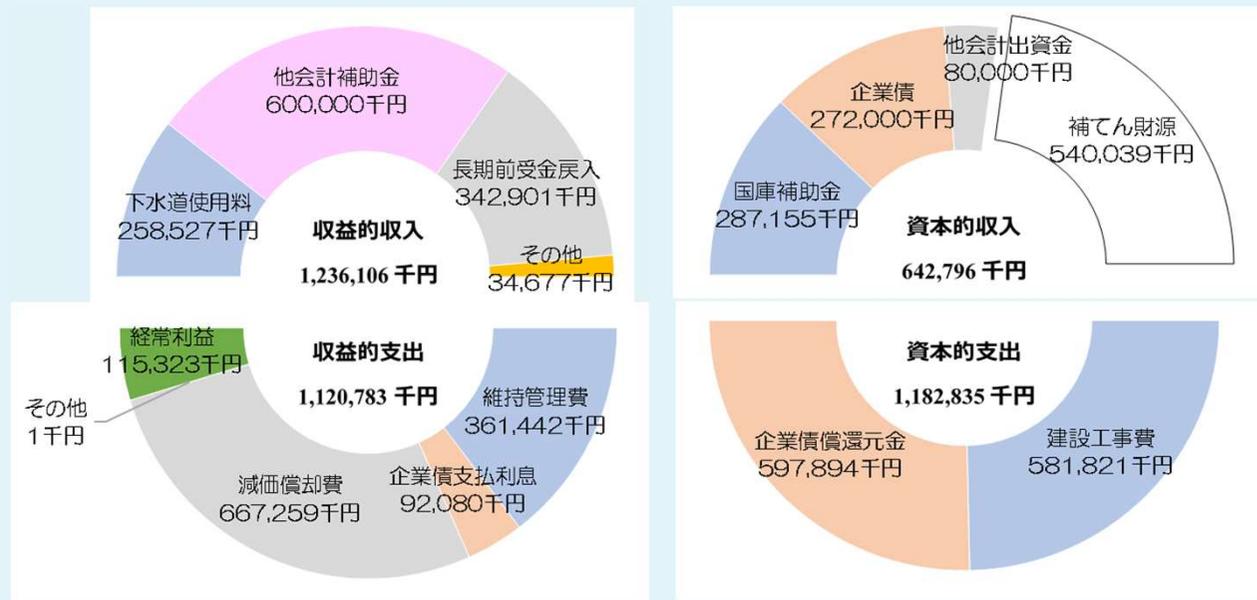
葉山浄化センター及び葉山中継ポンプ場内の機械等設備の標準耐用年数は15年。下水道事業の供用開始時（1999年）から20年以上を経過している状況です。管きよと異なり、既に老朽化の問題が発生しており、早急な修繕や改築等が必要な状況です。

葉山町における機械等設備の劣化状況の写真



【5】 令和5年度の葉山町下水道事業の決算状況 <カネ>

直近の下水道事業の経営状況を把握するため、令和5年度の決算状況を以下に示します。



令和5年度の収益的収支は、経常利益が計上でき黒字となっていますが、収入の主たるものは他会計補助金★（一般会計からの繰入金）で、全体の48.5%を占めています。下水道事業の独立採算の観点では、一般会計からの繰入金に依存した体制の解消に向けて取り組むことが重要となります。

★他会計補助金とは、地方公営企業は、受益者負担に基づく独立採算制を原則としますが、民間企業とは異なる特殊性があることから、その経費の一部については、一般会計などが負担又は補助し、残りの経費について料金で回収することとされています。

一般会計が負担又は補助すべき経費は、経費の性質上経営に伴う収入（下水道使用料）をもって充てることが客観的に困難であると認められるものです。これら負担区分については繰出基準として、毎年度総務省から示されています。

基準内繰入：繰出基準に基づく他会計繰入金のこと

基準外繰入：繰出基準外の他会計繰入金のこと

【5】葉山町下水道事業の経営状況 <カネ>

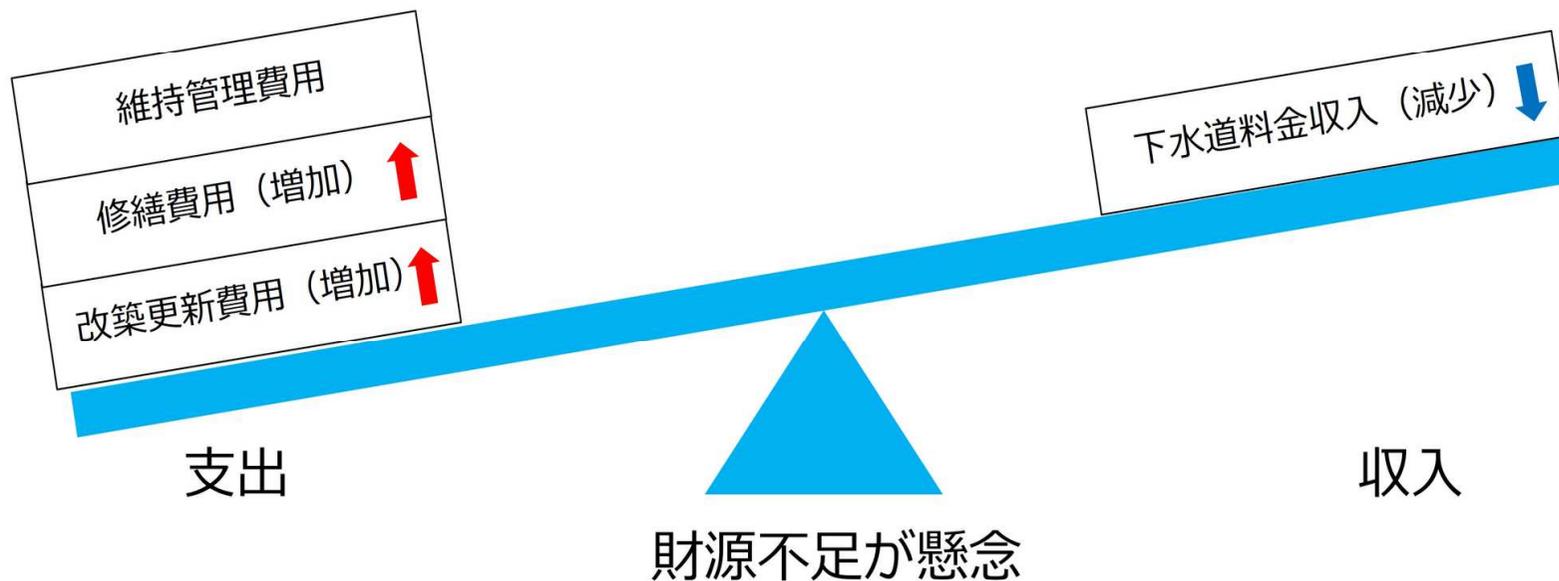
P.14で示したように今後もさらなる人口減少が見込まれています。そのため料金の収入が減少することが予測されます。しかし、改築や更新の費用は増加する見込みであり、財源不足が懸念されます。

管きよ・処理場の修繕・改築の業務量は
今後増大する見込み

業務量にあわせて支出も増大

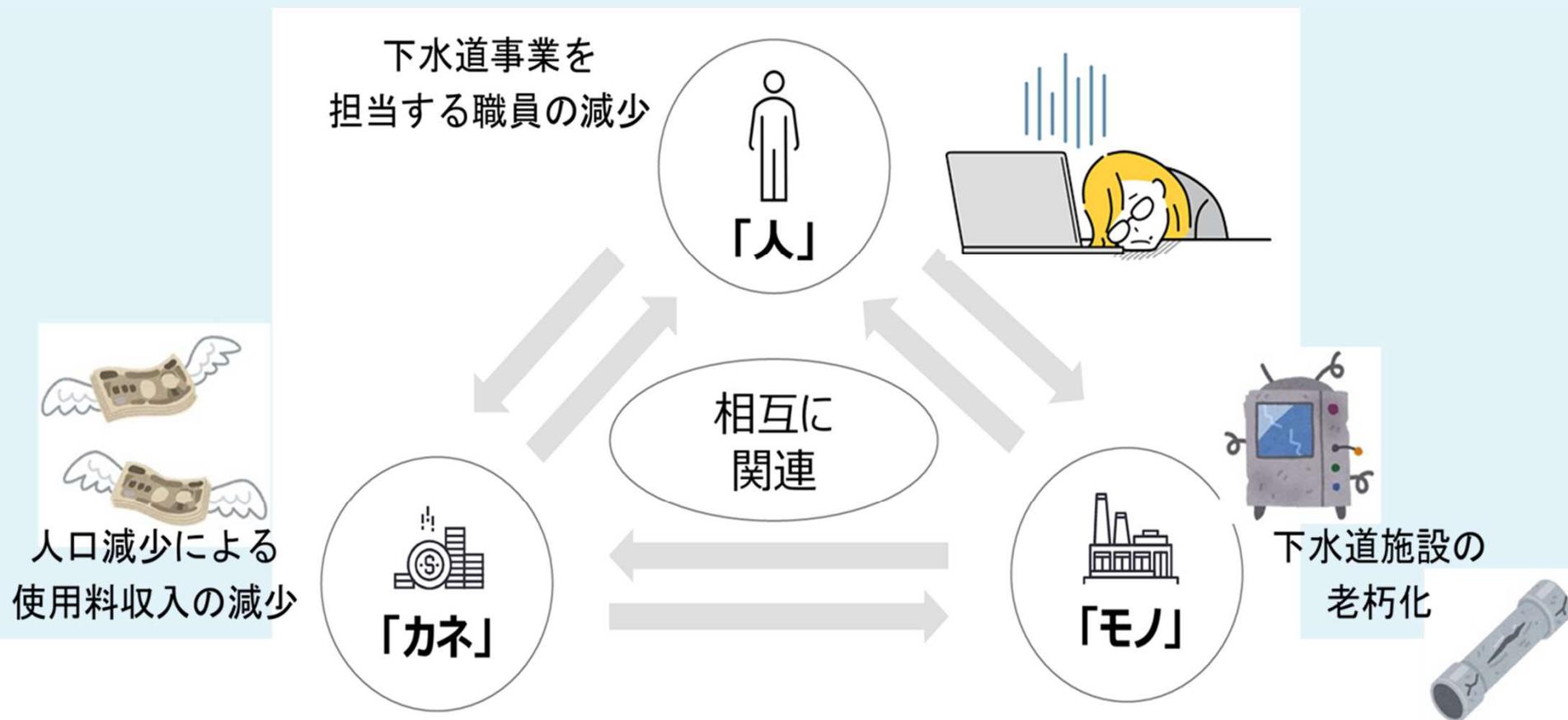
2050年の人口はピーク時の2011年から
約18%の減少見込み(△5,810人)

下水道料金収入も人口減少にあわせて減少



【6】 葉山町下水道事業の現状・課題のまとめ

「人」・「モノ」・「カネ」の三重苦の状況に直面しており、今後のどのようにして持続していくかの岐路に立っています。

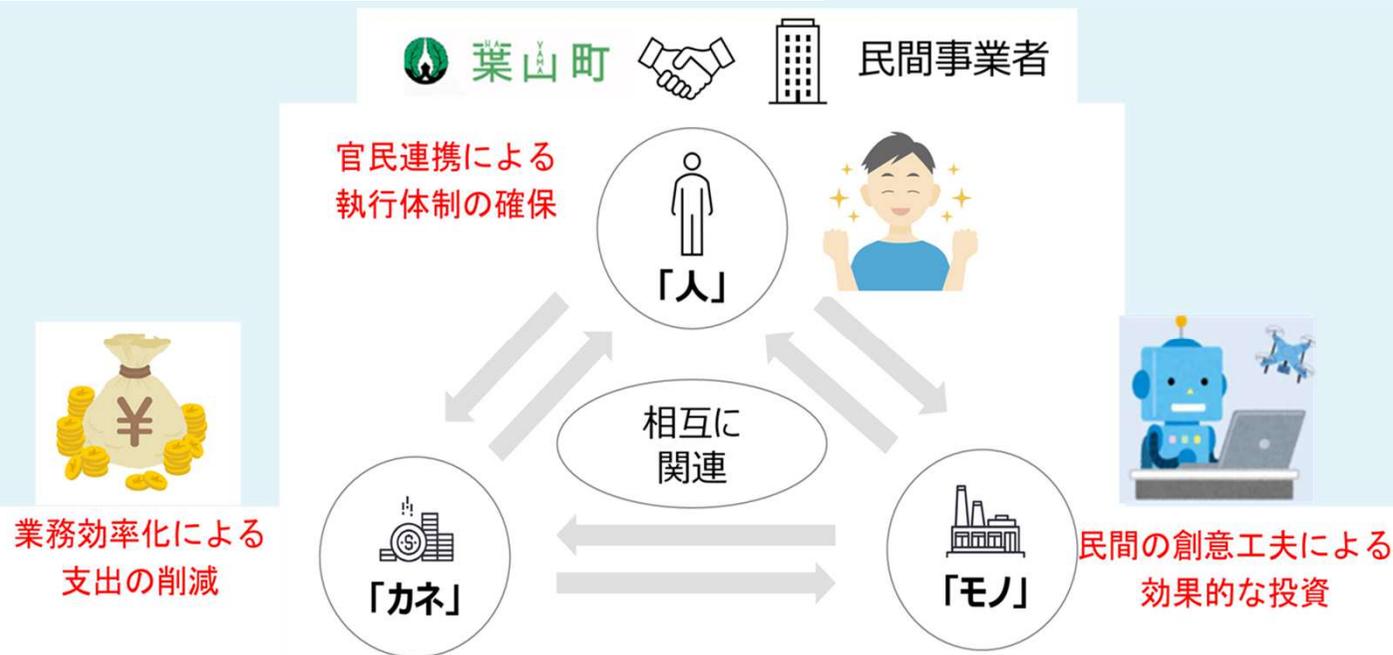


【7】課題解消に向けた取り組み

行政（官）と民間事業者（民）の連携をより強化し、「三重苦」の解決を目指します。

このような状況下で、住民サービスをさらに向上していくためには何ができるのか

限られた予算・人員のなかで持続的な下水道事業の運営には、官民連携（PPP/PFI）事業を積極的に活用し、事業の効率化の検討が必要不可欠と考えています。



【7】課題解消に向けた取り組み①

<官民連携（DB方式）による下水道未普及解消事業（平成30～令和4年度）>

●取組の概要

平成27年度に葉山町污水处理施設整備構想（アクションプラン）を策定し、令和7年度までに全体計画区域513haの概成を達成することを目標とした。未整備地域を期間中に整備するには、従来の倍以上のペースでの整備が求められるなどの課題に対応する必要があるため、官民連携（DB方式）による下水道未普及解消事業を実施した。

●背景

- ・下水道供用開始当初と比較すると下水道職員数は減少している中、アクションプランの計画目標年度である令和7年度までに事業を完了するためには、これまで以上の整備が必要
 - ・過去の整備実績（整備面積約9.0ha/年）を踏まえると、10年概成に向けた今後の整備（約18.0ha/年）を確実に実施することが困難
 - ・計画目標年度までに下水道整備を完了させる場合、これまで以上の投資が必要
- これらの課題を解決するため、DB方式を導入することとした。

●具体的な内容

民間ノウハウを積極採用することで、限られた人的リソースと財源の中で早期整備・事業費低減を達成した。

●効果

- ①整備面積 ▶ 従来発注よりも3ha（40ha→43ha）拡大
- ②事業期間 ▶ 従来発注よりも2年間（7年間→5年間）短縮
- ③事業コスト ▶ 従来発注よりも約4億円（16億円→12億円）削減

【7】課題解消に向けた取り組み②

<葉山浄化センター等整備・運営事業【DB（令和5～6年度）+包括委託（令和5～8年度）】>

●取組の概要

葉山浄化センター等の機械電気設備の増設及び中央監視設備の改築も併せて設計施工一括【DB】発注で行い、維持管理については、包括的民間委託を導入しました。

●背景

- ・未普及地域解消に伴い浄化センター及び中継ポンプ場の能力増強が必要
- ・面整備、老朽化対策、増設事業と事業が集中するため、建設改良費が直近数年と比較して約2倍となるため、投資コストの縮減が必要
- ・維持管理業務については、仕様に基づく業務形態であるため、民側の創意工夫が生まれず、官側の事務手続きも煩雑であり、迅速かつ効果的な運営ができていない状況

これらの課題を解決するため、DB方式及び包括的民間委託を導入することとした。

●具体的な内容

葉山浄化センター4系列の機械電気設備及び葉山中継ポンプ場汚水ポンプの増設並びに経年劣化が著しい浄化センター及び中継ポンプ場等を集中・一元監視している中央監視設備の改築も併せて設計施工一括【DB】発注として行うことで、建設コストの縮減効果が生じる。また、包括的民間委託を導入することにより、複数の委託を包含することができため、業務がより効率的かつ効果的になり、維持管理コストの縮減効果も生じる。

●効果（現在進行中であるため、契約時点の内容に基づいた効果とする）

- ①事業期間 ▶ 従来発注よりも2年間短縮
- ②事業コスト ▶ 従来発注よりも約2億円削減
- ③維持管理コスト ▶ 従来発注よりも約3千万円削減

3 他自治体との比較

【1】 県内自治体との下水道使用料の比較

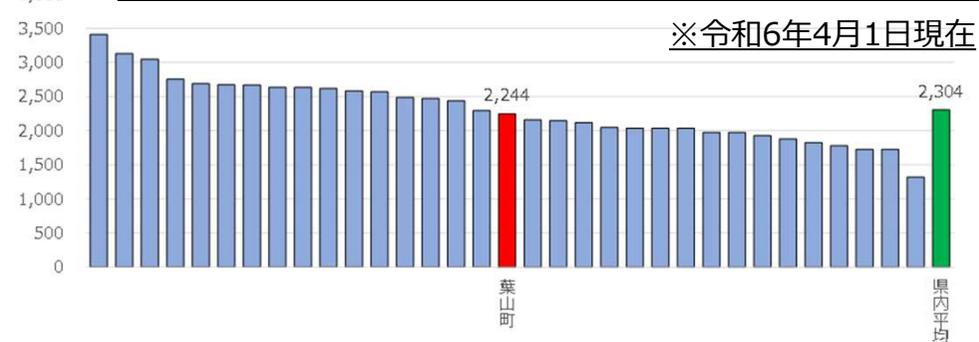
県内自治体における、1カ月使用水量20m³ 時の下水道使用料を比較すると以下のとおりで、本町の下水道使用料（2,244円（税込））は県内平均（2,270円（税込））と同程度となっています。

神奈川県内自治体の1か月使用水量20m³時の使用料（円（税込）/月）

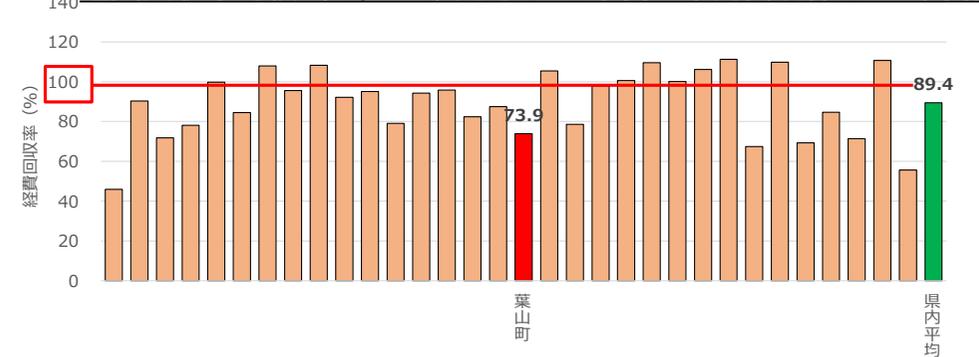
市町村	下水道使用料 (円/月、税込)	現行使用料 施行年月日	経費回収率 (%)	市町村	下水道使用料 (円/月、税込)	現行使用料 施行年月日	経費回収率 (%)
	3,411	H18(2006). 9.13	45.9		2,156	H16(2004). 4. 1	105.4
	3,130	R6(2024). 4. 1	90.3		2,147	R4(2022). 7. 1	78.6
	3,047	R4(2022). 7. 1	71.8		2,118	R6(2024). 4. 1	-
	2,754	R5(2023). 4. 1	78.1		2,046	H14(2002). 4. 1	97.9
	2,687	H31(2019). 4. 1	99.8		2,036	H25(2013). 4. 1	100.6
	2,673	H28(2016). 7. 1	84.5		2,035	H20(2008). 4. 1	109.6
	2,670	R5(2023). 4. 1	108.0		2,035	H13(2001). 4. 1	100.1
	2,636	H26(2014).10. 1	95.6		1,974	H26(2014). 4. 1	106.2
	2,634	H31(2019). 4. 1	108.3		1,973	R4(2022). 4. 1	111.3
	2,618	R5(2023).10. 1	92.2		1,927	R5(2023). 4. 1	67.4
	2,582	R6(2024). 4. 1	95.1		1,878	H17(2005). 4. 1	109.8
	2,568	R6(2024). 4. 1	79.1		1,826	H10(1998). 4. 1	69.3
	2,487	R5(2023). 7. 1	94.3		1,779	H28(2016). 4. 1	84.7
	2,471	R5(2023).10. 1	95.8		1,727	R5(2023). 4. 1	71.4
	2,438	R5(2023).10. 1	82.4		1,723	H29(2017). 4. 1	110.7
	2,292	H30(2018). 4. 1	87.5		1,320	H11(1999). 4. 1	55.6
葉山町	2,244	H10(1998). 9. 1	73.9	県内平均	2,304	-	89.4

※青着色：直近3年で使用料改定を行った自治体

円/月（税込） 下水道使用料比較（1か月使用水量20m³（円（税込）/月））



経費回収率比較（%）※葉山町はR5年度、県内自治体はR4年度値



※経費回収率は公共下水道事業で比較を実施。

【2】 経営指標による他自治体との比較

下水道事業の経営状況を把握するため、以下に示す経営指標を用い、事業の概要及び組織の効率性（ヒト）、事業・施設の効率性（モノ）、財務の収益性・健全性（カネ）の категорияに分け、他都市の経営状況との比較を行います。

比較は、5年間の下水道事業の経年推移と、事業規模（人口・汚水量）・供用開始経過年数で類似する全国類似団体の平均値を算出し比較分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するとともに、類似団体と比較した現在の本町の水準を把握します。比較・分析は最新値が公表されている期間までを対象とします。

比較対象は、本町と事業規模が同等の自治体を総務省「経営比較分析表」の類似団体区分に基づき選定した団体のほか、神奈川県内市町村（政令市を除く）としました。比較対象団体の分類は以下の通りです。

分析する経営指標の一覧

指 標		計 算 式	単 位
概 要	● (1) 下水道普及率	現在処理区域内人口 / 行政区内人口	%
	● (2) 水洗化率	現在水洗便所設置済人口 / 現在処理区域内人口	%
	● (3) 有収率	年間有収水量 / 年間汚水処理水量	%
ヒ ト	(1) 職員 1 人あたり処理区域内人口	現在処理区域内人口 / 損益勘定所属職員数	人
	(2) 職員給与費対営業収益比率	職員給与 / (営業収益 - 受託工事収益)	%
モ ノ	● (1) 管路（管渠）老朽化率	法定耐用年数（50年）超管路延長 / 下水道布設延長	%
	● (2) 施設利用率	晴天時平均処理水量 / 現在処理能力	%
カ ネ	● (1) 経費回収率	下水道使用料 / 汚水処理費 × 100	円/m ³
	(2) 使用料単価	下水道使用料 / 年間有収水量	円/m ³
	● (3) 汚水処理原価	汚水処理費（維持管理費） / 年間有収水量	%
	● (4) 経常収支比率	経常収益 / 経常費用 × 100	%
	(5) 処理区域内人口1人当りの維持管理費	維持管理費 / 処理区域内人口	円
	● (6) 企業債残高対事業規模比率	企業債残高 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100	%

比較対象団体の分類

●全国類似団体区分

【条件】公共下水道事業を実施している自治体
 処理区域内人口 3万人未満
 処理区域内人口密度 50人/ha以上75人/ha未満
 供用開始後年数 15年以上30年未満
 終末処理場施設を保有

●神奈川県内団体

【条件】政令市を除く、公共下水道事業を実施している自治体
 終末処理場施設を保有

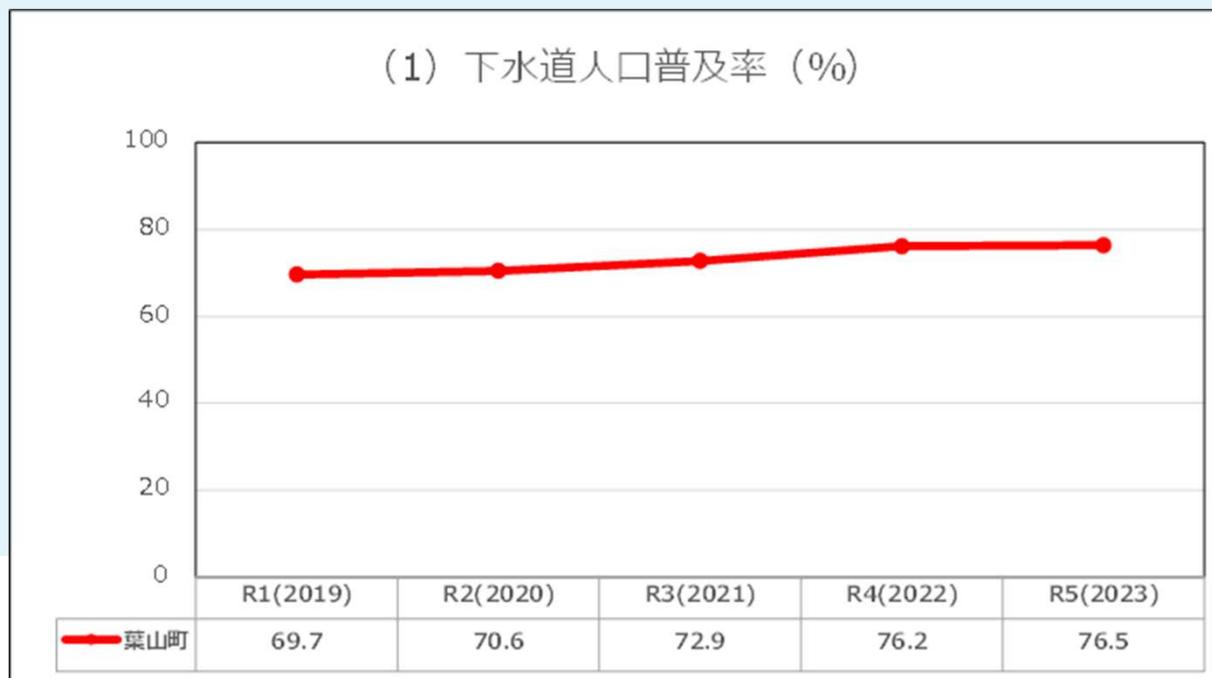
●：総務省「経営比較分析表」に記載のある指標

【2】 経営指標による自治体との比較（下水道普及率）

下水道人口普及率は、行政人口に対して下水道を利用できる区域（処理区域内人口）の人口の割合で、本町の普及率は着実な増加を示しています。なお、下水道全体計画人口に対する令和5年度の整備進捗率は76.5%、令和4年度の類似団体平均は61.3%、神奈川県（政令市除く）平均は92.5%で、類似団体平均より高い水準ですが、神奈川県平均より低い水準となっています。

なお、人口普及率の類似団体の比較は、汚水処理整備事業の種類が市町村によって異なる（自治体によっては、公共下水道、特定環境公共下水道、農業集落排水事業など複数の汚水処理事業を採用している）ため、比較は行いません。

下水道人口普及率の推移

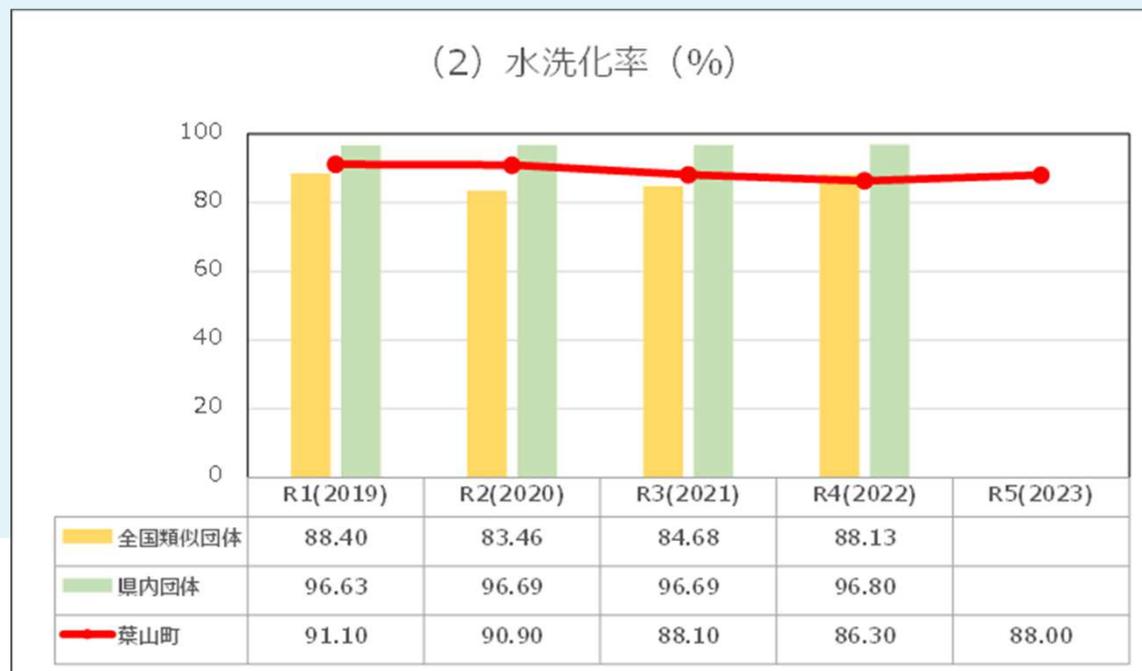


【2】 経営指標による自治体との比較（水洗化率）

水洗化率は現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。本指標は、公共用水域の水質保全や使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいとされており、100%未満の場合は使用料収入の増収を図るため、水洗化率向上の取組が必要です。

本町の水洗化率について、令和元年以降は下山口地区等で急速に汚水整備が進む一方で、下水道への接続が追い付いておらず水洗化率は低下傾向にありましたが、令和5年度は水洗化が進み88.0%と前年度より上昇に転じました。他団体と比較すると、全国類似団体より3～6ポイント高く、県内自治体平均よりわずかに低い水準です。

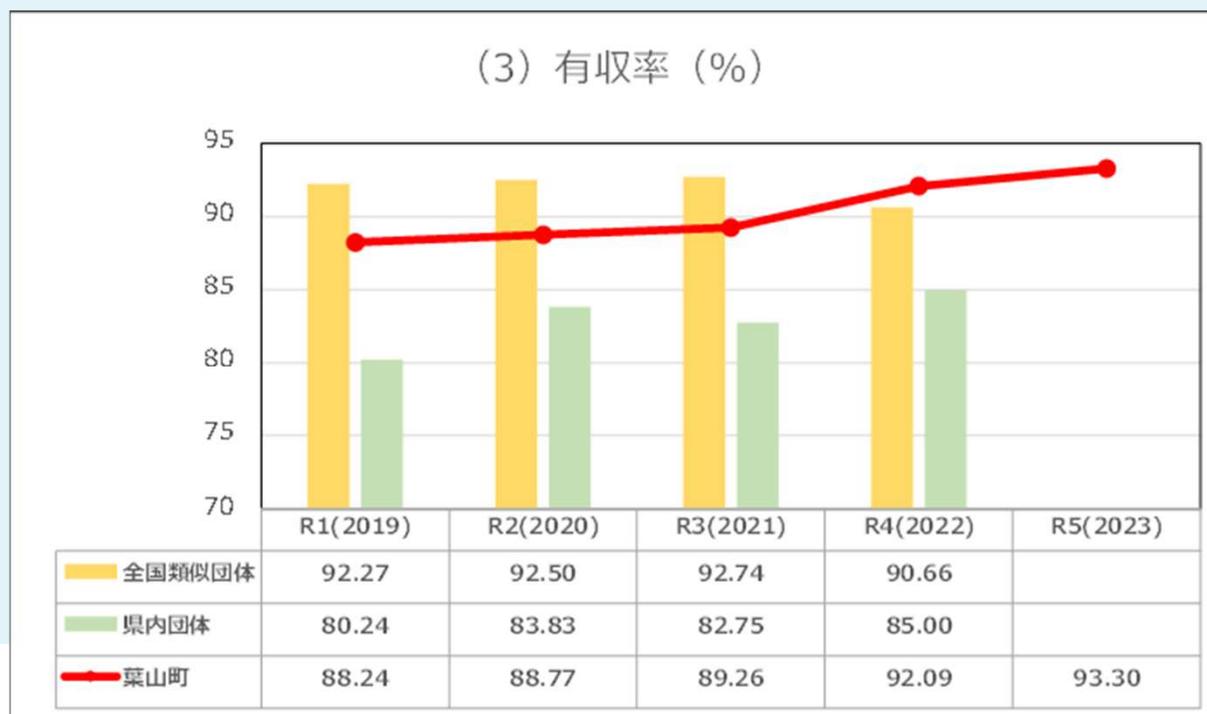
水洗化率の推移



【2】 経営指標による他自治体との比較（有収率）

有収率は、処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水量の割合で、一般的に比率が高いほど望ましいです。
本町の有収率は90%前後を推移しており、全国類似団体平均とほぼ同等の水準、県内自治体より5～12ポイント高い水準で推移しています。

有収率の推移

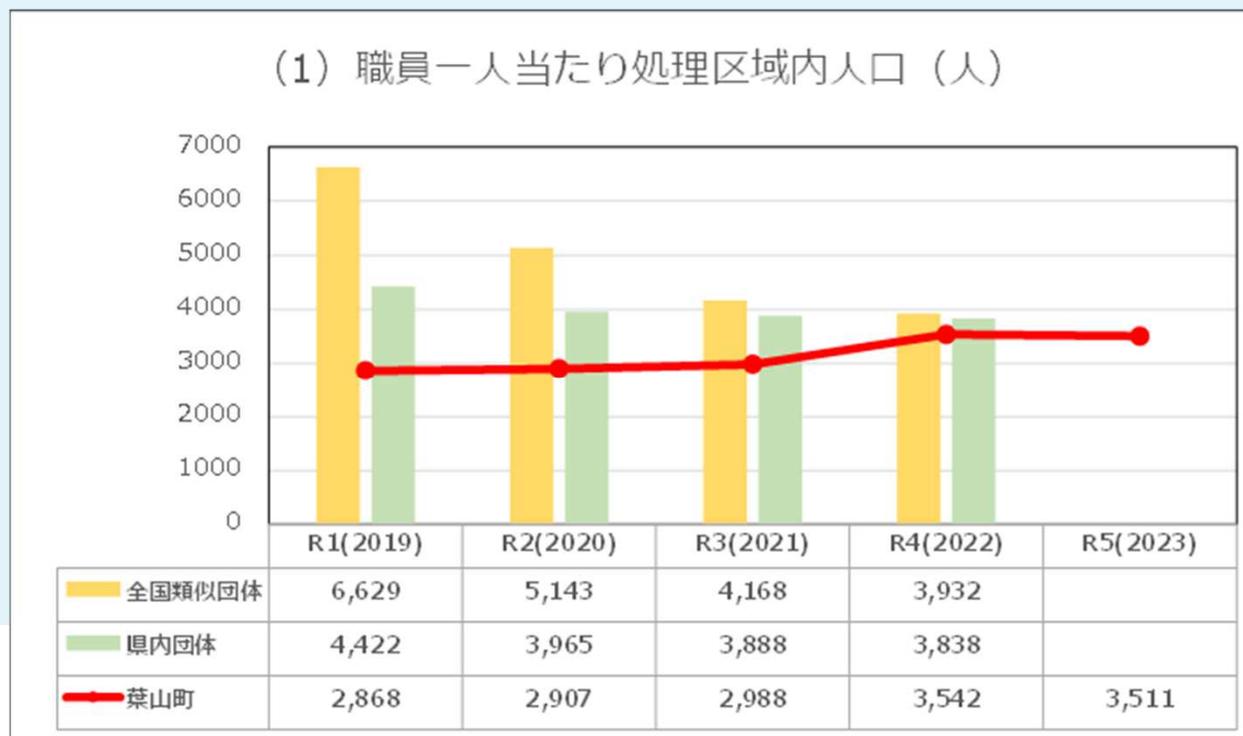


【2】 経営指標による他自治体との比較（職員一人当たり処理区域内人口）

職員1人あたりの処理区内人口は、現在処理区域内人口を下水道職員数で除したものです。本指標は、職員1人あたりの効率性を把握するための指標で、数値が高いほど効率性が高いことを示します。

本町の職員1人あたりの処理区域内人口を比較すると、令和4年度値では全国類似団体・県内自治体平均値とほぼ同等の値です。

職員一人当たり処理区域内人口の推移

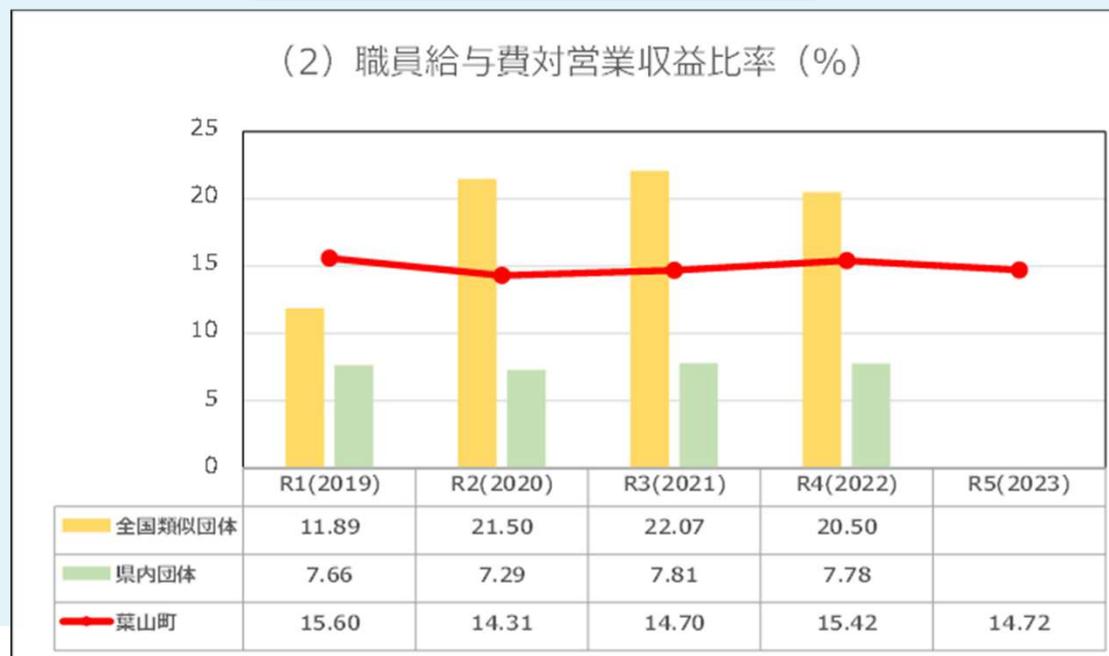


【2】 経営指標による他自治体との比較（職員給与費対営業収益比率）

職員給与費対営業収益比率は、営業収益に対する職員給与費（損益勘定職員）の割合で算定され、数値が低いほど業務の効率化が進んでいることを示しています。

令和元年～令和5年における本町の下水道職員（損益勘定職員）は5人で変わらないため、指標値は横ばい傾向です。類似団体と比較すると、全国類似団体より低い値を示しており、業務の効率化が進んでいる状況が示されています。

職員給与費対営業収益比率（%）の推移



【2】 経営指標による他自治体との比較（管路老朽化率）

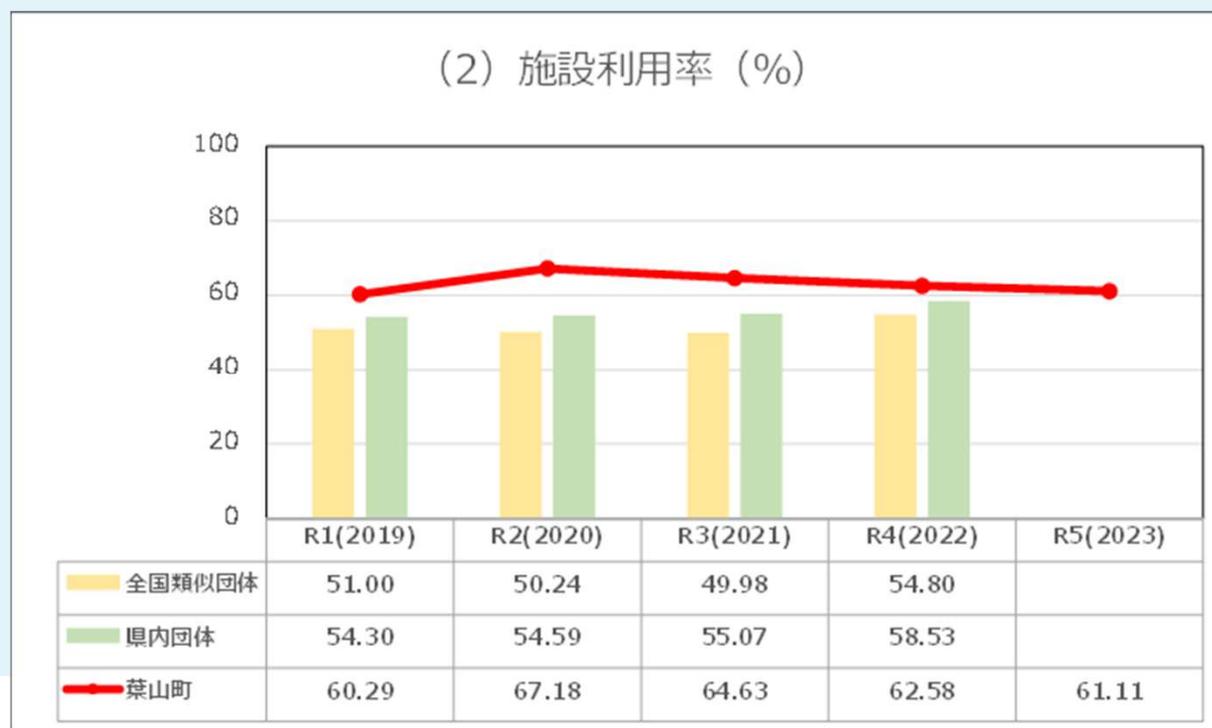
管路（管きょ）老朽化率は、法定耐用年数を超えた管きょ延長の割合（管きょの老朽化度合い）を表す指標で、本指標の数値が高い場合は、老朽化した管きょを多く保有し、改築工事等の必要性が高まっていることを意味します。

本町は、平成4年2月より建設事業に着手しているため、法定耐用年数（50年）を超える管路はありませんが、今後、古くなった管きょの更新が集中する時期が到来する見込みです。

【2】 経営指標による他自治体との比較（施設利用率）

施設利用率は、晴天時平均処理水量を現在処理能力で除したもので、処理場の稼働効率性を表したものであり、維持管理の効率性を示すものです。本町の施設利用率を他自治体と比較すると、類似団体・県内自治体より高い稼働率で運用していることが示されています。

施設利用率の推移

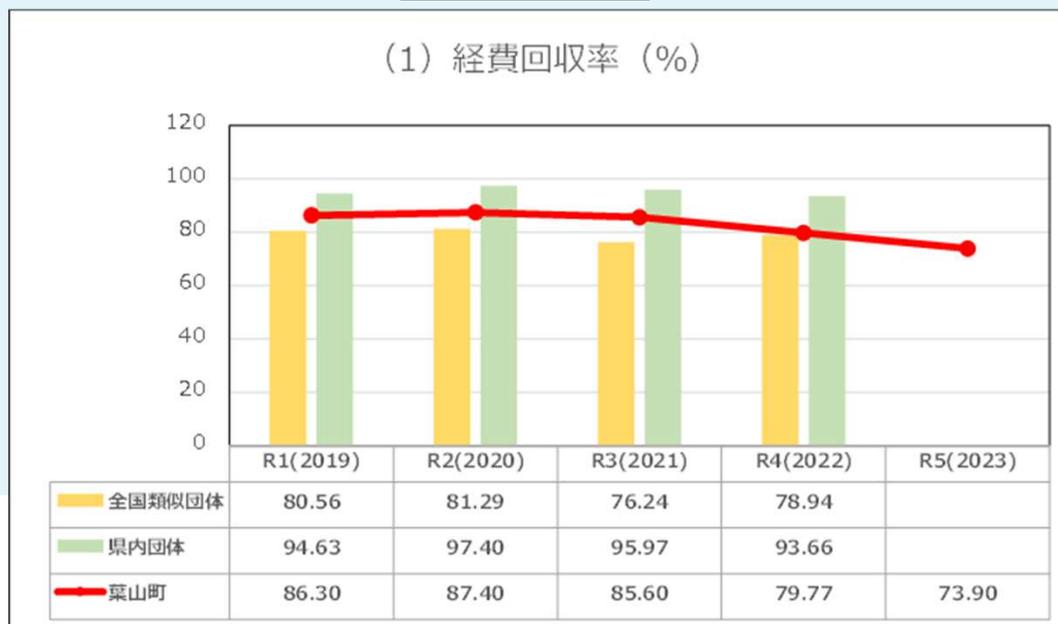


【2】 経営指標による他自治体との比較（経費回収率）

経費回収率は、污水处理費を使用料収入でどの程度賄えているかを表す指標で、「使用料単価／污水处理原価」により算出されます。一般的に高いほど望ましく、100%を下回る場合、污水处理費が使用料収入以外の収入（一般会計繰入金等）で賄われることを意味します。逆に数値が100%を下回っている場合、適正な使用料収入の確保や污水处理費の削減といった対策が必要となります。

本町の経費回収率は近年100%以下の水準が続いており、污水处理費を使用料収入で賄うことができていない状況です。令和4年～令和5年には污水处理費の上昇により、経費回収率が毎年約6ポイントずつ下落しており、経費回収率100%に向けた対策は急務となっています。全国類似団体と比較すると高い～同等の水準ですが、県内自治体との比較では低い水準となっています。

経費回収率の推移



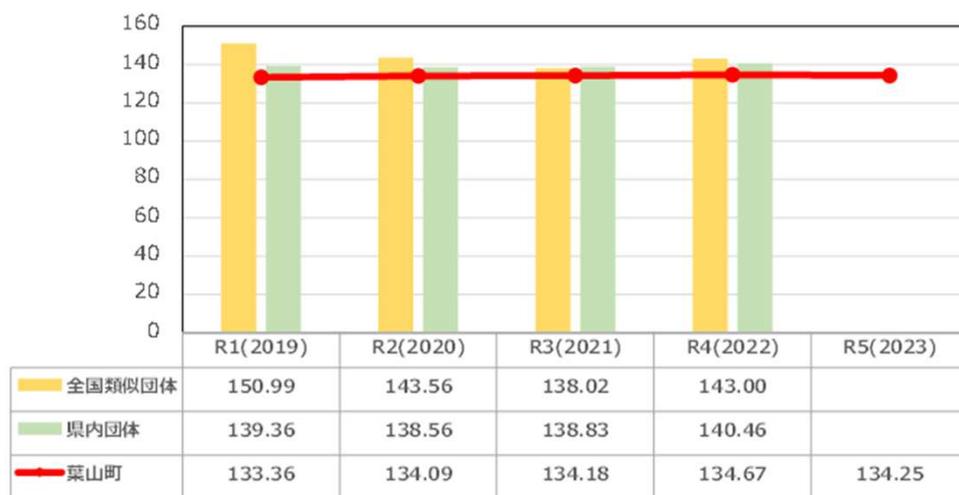
【2】 経営指標による他自治体との比較（使用料単価・汚水処理原価）

経費回収率を構成する数値のうち、使用料単価（使用料収入／有収水量）については、全国類似団体・県内団体とほぼ同値となっています。

一方、汚水処理原価（汚水処理費／有収水量）は年々上昇を続け、令和4年～令和5年にかけて、物価高騰や世界的な燃料価格高騰の影響により毎年約8ポイントずつ上昇しました。全国類似団体との比較では同等程度、県内自治体との比較では高額となっています。

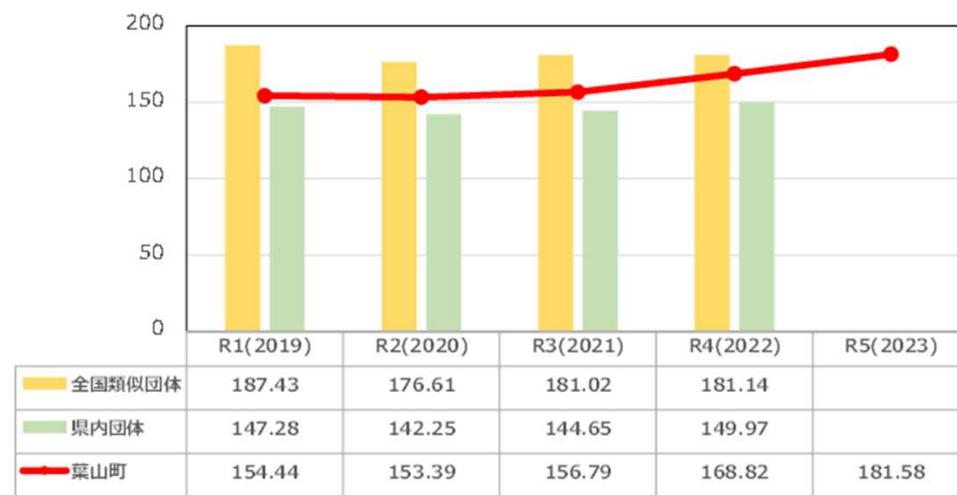
使用料単価の推移

(2) 使用料単価（円/m³）



汚水処理原価の推移

(3) 汚水処理原価（円/m³）

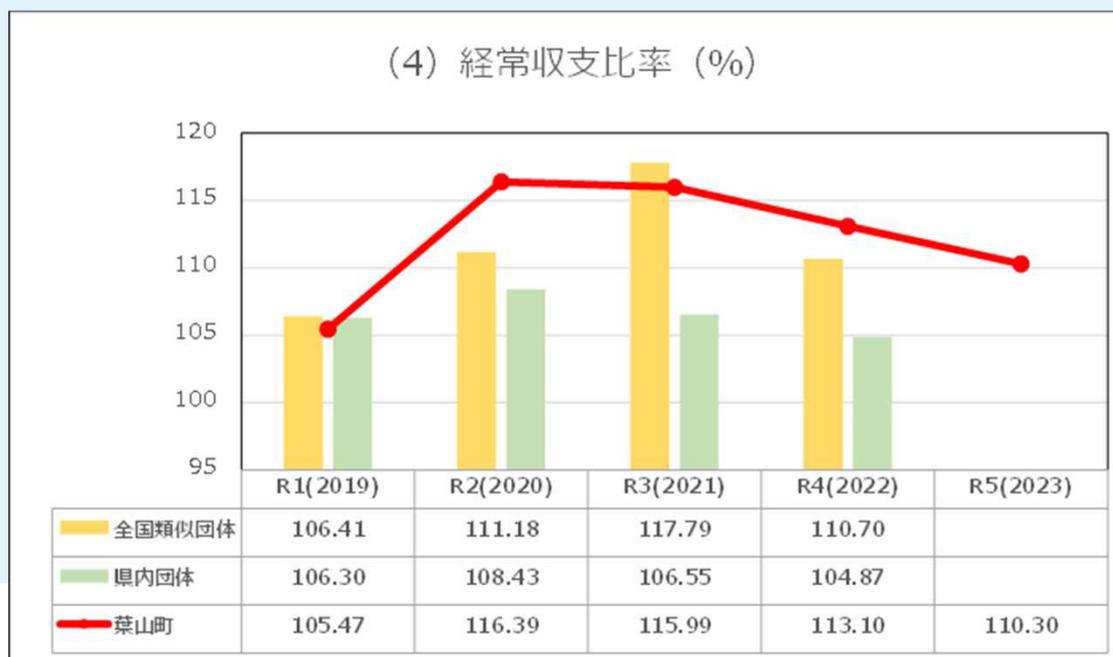


【2】 経営指標による他自治体との比較（経常収支比率）

経常収支比率は、当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標で、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。

本町の経常収支比率は100%以上を確保していますが、P.20に示すように収益的収入の大部分は一般会計からの繰入金であり、事業運営に必要な財源を下水道使用料で賄えていない状況です。今後は、一般会計からの繰入金に依存しない経営に向けた取り組みが求められています。

経常収支比率の推移

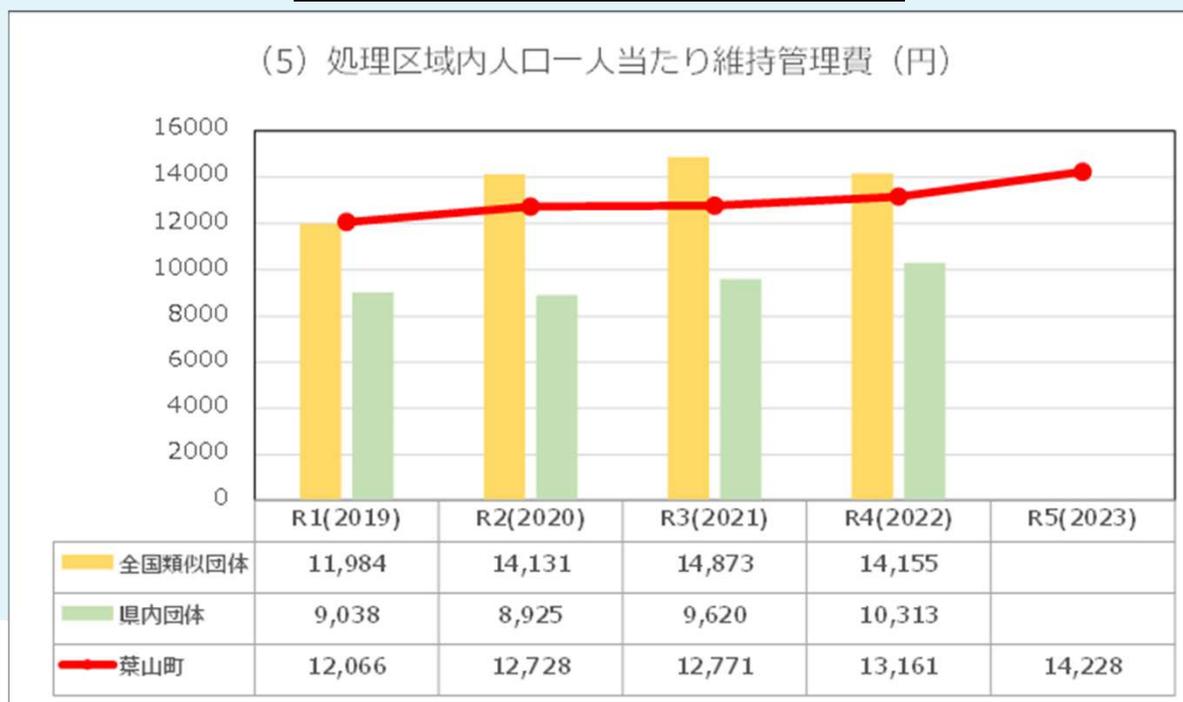


【2】 経営指標による他自治体との比較（処理区域内人口1人当たりの維持管理費）

処理区域内人口1人当たりの維持管理費は、維持管理の効率性を示す指標であり、数値が低いほど効率的な維持管理が行われていることを示します。

本町の指標値は維持管理費の増加に伴い年々上昇傾向にあり、類似団体も同様の傾向を示しています。経費回収率の向上と合わせて、効率的な維持管理に向けた取り組みが求められている状況です。

処理区域内人口1人当たりの維持管理費の推移

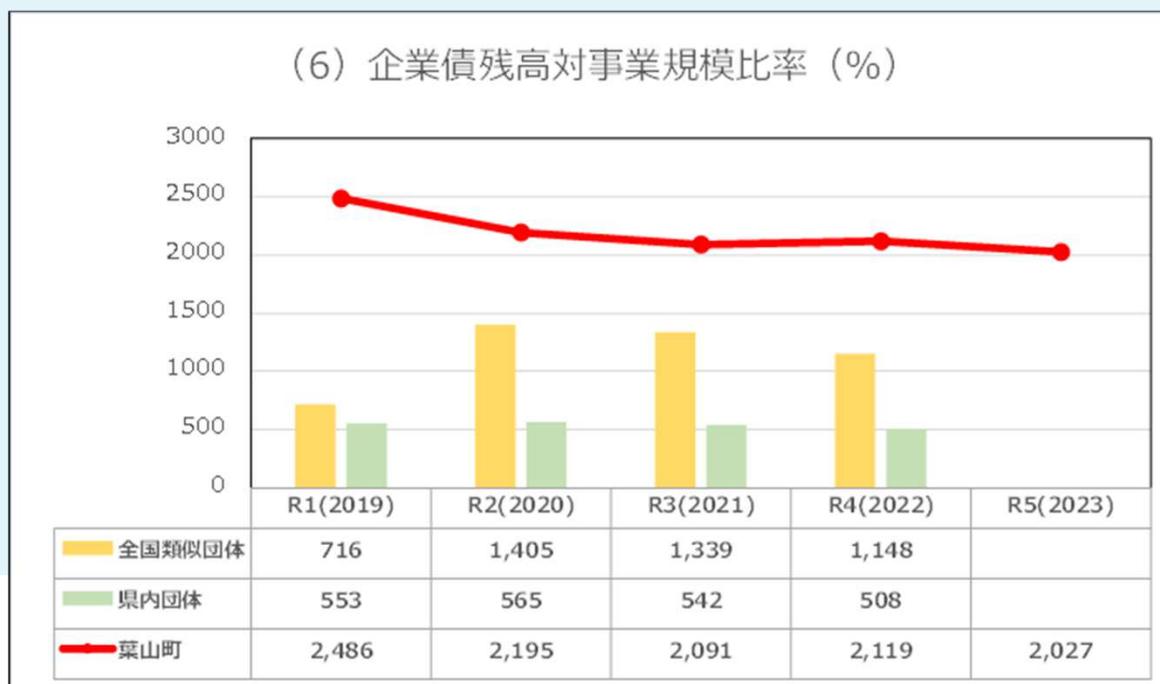


【2】 経営指標による他自治体との比較（企業債残高対事業規模比率）

企業債残高対事業規模比率は、年間使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示す指標です。当該指標については明確な数値基準はありませんが、類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、投資規模は適切か、料金水準は適切かといった確認を行い、経営改善を図っていく必要があります。

本町の指標は類似団体・県内自治体平均を大きく上回っていますが、近年は企業債残高の減少に伴い低下傾向です。現在、浄化センター及びポンプ場の増設事業や改築・更新事業が実施されていることから、指標値の推移に留意していく必要があります。

企業債残高対事業規模比率の推移



4 今後のスケジュール

今後のスケジュールについて

	開催日時	テーマ
第1回 (諮問)	令和6年10月18日(金) 13:30~15:00	○概要説明 ・審議事項の説明 ・葉山町下水道事業の現状・課題 ・他自治体との比較 ・今後のスケジュール
第2回	令和6年11月20日(水) 10:30~12:00	○概要説明 ・使用料対象経費の算定方法 ●議題 ①使用料改定率に関する審議 ②減免制度のあり方に関する審議
第3回	令和7年2月20日(木) 13:30~15:00	●議題 ①使用料改定率・使用料体系(案)に関する審議 ②減免制度のあり方に関する審議
第4回	令和7年4月22日(火) 13:30~15:00	●議題 ①使用料体系(案)に関する審議 ②減免制度のあり方に関する審議
第5回 (答申)	令和7年6月30日(月) 15:30~17:00	●議題 ①使用料改定(案)に関する最終審議 ②減免制度のあり方に関する最終審議

これで第1回を終了します。
お疲れ様でした。